



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年9月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成23年9月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人いのちと平和の森飯綱高原
- 3 代表者の氏名
松本 東
- 4 主たる事務所の所在地
長野市大字上ヶ屋2471番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、長野市民、長野県民さらには全世界の人々に対して、生きた命の証として、その交代の象徴として樹を植えることにより、命と平和の大切さを訴えることを目的とする。加えてこの森造りを軸にして、都市と地域の交流事業の促進、森を活かした教育、福祉、環境問題など、健全な暮らしの活性化を目的とする。

県民協働・NPO課

公告

平成23年9月2日、松本市奈良井川土地改良区の定款変更を認可しました。

平成23年9月8日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

県営中野北部地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成23年9月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 土地改良事業の名称
県営畑地帯総合整備事業
- 2 工事着手年月日
平成12年9月8日
- 3 工事完了年月日
平成23年6月27日

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年9月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品等及び数量
財務会計オンラインシステム維持管理端末機器一式
 - (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 借入期間
平成23年10月3日から平成26年6月30日まで（地方自治法（平成22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
 - (4) 借入場所
入札説明書及び仕様書によります。
 - (5) 1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付されている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
 - (5) 借入物品等に対し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
 - (6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県会計局会計課
電話 026 (235) 7356
- 4 入札説明書の交付期間
平成23年9月8日から9月21日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札手続等
 - (1) 契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成23年9月22日（木） 午後1時30分
イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室
 - (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更または解除できるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

会 計 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年9月8日

長野県佐久建設事務所長 木賀田 敏 文

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

ダムの取水放流設備点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成23年12月20日まで

(4) 履行場所

南佐久郡佐久穂町古谷 古谷ダム

南佐久郡佐久穂町余地 余地ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59

年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去5年以内に同種のダム等取水放流設備の設置又は保守点検業務の履行実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市臼田2015

長野県佐久建設事務所 総務課

電話 0267 (82) 3101

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年9月22日（木） 午後1時30分

イ 場所 長野県佐久建設事務所 第一会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年9月15日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河 川 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年9月8日

長野県松本建設事務所長 手塚 秀光

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

ダムの多重無線設備点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成24年3月9日まで

(4) 履行場所

塩尻市奈良井 奈良井ダム

松本市中川 水上ダム

東筑摩郡筑北村 小仁熊ダム

東筑摩郡麻績村 北山ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去5年以内に同種のダム多重無線設備の保守点検業務の履行実績を有する者であること。

(6) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字島立1020

長野県松本建設事務所 総務課

電話 0263 (44) 0993

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年10月4日（火）午後1時30分

イ 場所 長野県松本合同庁舎 403号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年9月22日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年9月8日

長野県松本建設事務所長 手塚 秀光

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

ダムの電気設備点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成24年3月9日まで

(4) 履行場所

塩尻市奈良井 奈良井ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59

年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 過去5年以内に水車発電機及び高圧受電設備の保守点検業務の履行実績を有する者であること。
- (6) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字島立1020
長野県松本建設事務所 総務課
電話 0263 (44) 0993

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成23年10月4日(火) 午後1時40分
イ 場所 長野県松本合同庁舎 403号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年9月22日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年9月8日

長野県松本建設事務所長 手塚秀光

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
ダムの電気設備点検業務
- (2) 役務の特質
入札説明書によります。
- (3) 履行期間
契約締結の日から平成24年3月9日まで
- (4) 履行場所
東筑摩郡筑北村 小仁熊ダム
東筑摩郡麻績村 北山ダム
松本市中川 水上ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 過去5年以内に高圧受電設備の保守点検業務の履行実績を有する者であること。
- (6) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字島立1020
長野県松本建設事務所 総務課
電話 0263 (44) 0993

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成23年10月4日(火) 午後1時50分
イ 場所 長野県松本合同庁舎 403号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年9月22日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年9月8日

長野県長野建設事務所長 戸田明宏

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

放流設備保守点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から90日間

(4) 履行場所

長野市小鍋 裾花ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区

分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去5年以内に同種のダム等取水及び放流設備の設置又は保守点検業務の履行実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野南県町686-1

長野県長野建設事務所 総務課

電話 026(234)9537

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年9月22日(木) 午前10時

イ 場所 長野県長野合同庁舎 301号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年9月16日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川課

公告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第4項の規定により、平成22年度地方独立行政法人長野県立病院機構の財務諸表を次のとおり公告します。

平成23年9月8日

地方独立行政法人長野県立病院機構理事長 勝山 努

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

【地方独立行政法人長野県立病院機構】

(単位：円)

科 目	金 額		
資産の部			
I 固定資産			
1 有形固定資産			
土地		3,089,959,208	
建物	23,148,297,570		
建物減価償却累計額	1,055,461,228	22,092,836,342	
構築物	374,434,266		
構築物減価償却累計額	32,770,838	341,663,428	
器械備品	4,791,387,899		
器械備品減価償却累計額	1,033,376,427	3,758,011,472	
車両	36,939,545		
車両減価償却累計額	12,300,524	24,639,021	
その他有形固定資産		1,000,000	
建設仮勘定		88,209,816	
有形固定資産合計		29,396,319,287	
2 無形固定資産			
借地権		47,517,500	
ソフトウェア		18,523,350	
電話加入権		184,000	
無形固定資産合計		66,224,850	
3 投資その他の資産			
長期貸付金	32,340,000		
貸倒引当金	▲ 14,274,273	18,065,727	
固定資産合計			29,480,609,864
II 流動資産			
現金及び預金		6,322,554,094	
未収金	3,197,302,680		
貸倒引当金	▲ 77,638,720	3,119,663,960	
医薬品		136,565,271	
診療材料		500,522	
貯蔵品		12,790,685	
前渡金		7,431,270	
前払費用		2,940,213	
仮払金		315,000	
流動資産合計			9,602,761,015
資産合計			39,083,370,879

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額		
負債の部			
I 固定負債			
資産見返負債			
資産見返補助金等	346,075,529		
資産見返物品受贈額	3,052,350	349,127,879	
長期借入金		3,180,200,000	
移行前地方債償還債務		23,443,151,447	
引当金			
退職給付引当金	6,006,221,102		
役員退職慰労引当金	850,000	6,007,071,102	
リース債務		317,399,880	
固定負債合計			33,296,950,308
II 流動負債			
寄附金債務		3,000,000	
1年以内返済予定移行前地方債償還債務		2,097,884,720	
1年以内支払予定リース債務		232,630,860	
未払金		2,077,174,474	
未払費用		30,823,508	
未払消費税等		10,769,700	
預り金		87,229,739	
賞与引当金		534,897,108	
仮受金		7,351,000	
流動負債合計			5,081,761,109
負債合計			38,378,711,417
純資産の部			
I 資本金			
設立団体出資金		305,621,763	
資本金合計			305,621,763
II 利益剰余金			
当期末処分利益		399,037,699	
(うち当期総利益)		(399,037,699)	
利益剰余金合計			399,037,699
純資産合計			704,659,462
負債純資産合計			39,083,370,879

損 益 計 算 書
(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

【地方独立行政法人長野県立病院機構】

(単位：円)

科 目	金 額		
営業収益			
医業収益			
入院収益	10,882,976,664		
外来収益	4,227,010,108		
その他の医業収益	381,482,301		
保険等査定減	▲ 32,038,778	15,459,430,295	
介護老人保健施設収益			
入所収益	351,135,216		
通所収益	17,147,317		
利用料収益	49,426,013	417,708,546	
医業その他営業収益			
運営費負担金収益	4,429,081,000		
資産見返補助金戻入	5,606,471		
資産見返物品受贈額戻入	337,650		
補助金等収益	188,088,880		
その他の営業収益	11,338,640	4,634,452,641	
介護老人保健施設その他営業収益			
運営費負担金収益		47,672,000	
一般管理その他営業収益			
運営費負担金収益		144,202,825	
営業収益合計			20,703,466,307
営業費用			
医業費用			
給与費	10,032,984,718		
材料費	4,116,472,009		
減価償却費	2,072,215,762		
資産減耗費	15,961,695		
経費	2,859,043,104		
研究研修費	72,069,639	19,168,746,927	
介護老人保健施設費用			
給与費	290,635,564		
材料費	35,401,398		
減価償却費	59,818,065		
経費	64,108,090		
研究研修費	200,996	450,164,113	
一般管理費			
給与費	231,414,274		
減価償却費	14,957,772		
経費	35,387,603		
研究研修費	2,379,268	284,138,917	
営業費用合計			19,903,049,957
営業利益			800,416,350

営業外収益			
医業営業外収益			
運営費負担金収益	603,371,377		
寄付金収益	1,591,000		
受取利息	145		
患者外給食収益	14,020		
営業外雑収益	210,472,045	815,448,587	
介護老人保健施設営業外収益			
運営費負担金収益	55,426,646		
営業外雑収益	535,035	55,961,681	
一般管理営業外収益			
運営費負担金収益	246,152		
受取利息	3,448,412		
営業外雑収益	518,154	4,212,718	
営業外収益合計			875,622,986
営業外費用			
医業営業外費用			
支払利息	654,188,205		
患者外給食材料費	5,420		
貸倒損失	14,274,273		
雑支出	337,756,696	1,006,224,594	
介護老人保健施設営業外費用			
支払利息	59,724,598		
雑支出	5,135,231	64,859,829	
一般管理費営業外費用			
支払利息	251,530		
雑支出	1,921,652	2,173,182	
営業外費用合計			1,073,257,605
經常利益			602,781,731
臨時利益			
医業臨時利益			
固定資産売却益		21,837	
その他の臨時利益		2,461,625	
臨時利益合計			2,483,462
臨時損失			
医業臨時損失			
固定資産除却損		193,723,369	
その他の臨時損失		12,504,125	
臨時損失合計			206,227,494
当期純利益			399,037,699
当期総利益			399,037,699

キャッシュ・フロー計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

【地方独立行政法人長野県立病院機構】

(単位：円)

科 目	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
材料の購入による支出	▲ 4,342,395,483
人件費支出	▲ 10,660,748,529
医業収入	15,878,064,186
運営費負担金収入	4,816,131,000
補助金等収入	24,084,000
寄附金収入	1,591,000
その他	▲ 2,873,365,672
小計	2,843,360,502
利息及び配当金の受取額	3,448,557
利息の支払額	▲ 683,559,575
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,163,249,484
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	▲ 3,623,420,475
有形固定資産の売却による収入	107,177
有形固定資産の除却による支出	▲ 147,840
施設整備費補助金収入	376,743,000
貸付による支出	▲ 21,900,000
貸付金の回収による収入	480,000
寄附金収入	3,000,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 3,265,138,138
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	3,180,200,000
移行前地方債償還債務の償還による支出	▲ 2,151,327,520
リース債務の返済による支出	▲ 236,824,350
財務活動によるキャッシュ・フロー	792,048,130
IV 資金増加額	▲ 309,840,524
V 資金期首残高	6,632,394,618
VI 資金期末残高	6,322,554,094